

2016年夏号

事務所HPアドレス
<http://tokatsu-law.com/>

ビル名が「松戸東洋ビル」に変更になりました



発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 長浜有平

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

松戸東洋ビル5階

電話 047-367-1313(代)

FAX 047-367-1319



北海道上川郡美瑛町の花畑

じゃあ、さっし

戦後初めて、現役の米大統領が、被爆地広島を訪れました。数多くの犠牲から私たちが学ぶべきこと、核兵器のない世界、戦争が起こらない世界への思いを語った大統領の言葉とは裏腹に、広島に持ち込まれた核のボタン。そして、傍らには戦争ができる国へと日本を変えていくこととする首相の姿がありました。

この夏の参議院議員選挙、改憲勢力が3分の2の議席を確保し、憲法改正の発議をするための数的条件が整ってしまいました。私たちの憲法を守る運動も正念場です。広島と長崎を真に「人類の道義的な目覚めの地」にしていいため、弛むことなく闘い続けましょう。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福富 美穂子

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原 誉

弁護士 長浜 有平

弁護士 藤吉 彬

弁護士 原 康樹

事務局長 富田 常雄

事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

緊急事態条項は必要か？

第7回



現在、現行憲法に国家緊急権の発動を規定する、いわゆる緊急事態条項を加えようとする動きがあります。

新聞などでは、緊急事態条項を加えるという改憲は、改憲を行っていく第一歩、「おためし改憲」とも呼ばれています。

今回は、自民党改憲草案の定める緊急事態条項（国家緊急権）について勉強したいと思います。

国家緊急権とは？
人権保障の停止も

国家緊急権とは、「戦争、内乱、恐慌、大規模な自然災害などで、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」を言います。



正当なデモ行進や集会が禁止されてしまうことも…

これだけ見てもよくわからないと思いますので、より簡単にすると、非常事態において、国民のためでなく国家のために「人権の保障」と「権力分立」を一時的に停止する制度ということができません。

例えば、令状なしに逮捕ができるようになり、政府の意向に沿わ

ない者を逮捕したり、本来正当なデモ行進や集会が禁止されたり、あるいは新聞やテレビなどの報道が規制されて政府の都合のいい情報のみが社会に流される等の事態が発生する危険性があります。

ナチスの例
ヒトラー独裁の手段に

過去、国家緊急権が悪用され、独裁の手段とされることがあります。それがナチスのヒトラーです。

当時ドイツには、ワイマール憲法という憲法があり、最も民主的な憲法と言われていました。

しかし、ワイマール憲法には国家緊急権の規定があり、ヒトラーはこれを利用しました。国会議事堂放火事件をきっかけに国家緊急権を発動し、言論の自由等の制限、令状によらない逮捕を可能にしました。

これを機に、ヒトラーは国会の立法権を全て政府に委ねてしまうという悪名高き「全権委任法」を成立させて、独裁者としての地位を確立したのです。

自民党改憲草案に
定める危険な「条項」

自民党の改憲草案には、国家緊急権を具体化する緊急事態条項が規定されています。

改憲草案では、自然災害、有事、内乱「その他法律の定める緊急事態」において内閣総理大臣が閣議にかけて緊急事態の宣言を発するとされ（98条1項）、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができ、また緊急財政処分をなし、自治体への指示をする



大規模災害については法整備がなされているのに、なぜ憲法にも？

問題だらけの 「改正」刑事訴訟法



- ◆可視化は全体の3%
- ◆司法取引の導入
- ◆盗聴の対象を拡大

弁護士 福富 美穂子

もともとの出発点は、2010年9月の厚労省村木さん無罪事件をきっかけに取調べの可視化（取調べの録音・録画）に注目が集まったことにあります。つまり、法律改正の理由は「えん罪防止」にあっ

今年5月に刑事訴訟法を一部改正する法律が成立しました。刑事訴訟法などと言うと、身近な生活からは遠く離れた問題のような感覚をお持ちになるかもしれませんが、戦争へと突き進むもうとする安倍内閣のもとで進められている刑事司法改悪のおそろしさを私たちは知っておかなければなりません。

供述、証言をするのと引き換えに、自らの犯罪について不起訴とされたり刑を軽くすることが約束される「司法取引」も法律に明記されました。自らが有利な扱いを受けたいがために他人を罪に陥れてし

たはずなのです。しかし、今回の改正で法律に明記された「可視化」は、対象事件が裁判員裁判事件などに限定され、全体の事件の約3%しか可視化が実現されないというのが実態です。そして、えん罪被害者が声を大にして求めてきた証拠開示に関する制度の構築は置き去りにされたままです。

これらを全体的に見てみると「治安維持」の名の下に捜査権力の強大を図り、市民監視、市民運動つぶしを画策する安倍政権の思惑が透けて見えてくるようです。

まう、また、捜査機関がそれをそのかすという事態さえ起こりかねません。さらに、個人のプライバシーを侵害する盗聴法（通信傍受法）も、対象犯罪を大幅に広げ、かつ、現行法では必要とされている通信業者の立ち会いも不要としてしまうなど極めて危険な方向に「改正」されています。

ことができるとされています（99条1項）。そして、緊急事態が宣言されると、国民には、公の機関の指示に服従すべき義務が課せられています（99条3項）。

しかし、改憲草案には「その他法律の定める緊急事態」とあるように、その発動要件は極めて自由度が高く、時の政権が、法律で「緊急事態」を追加し、適用範囲を拡大することができてしまいます。また、緊急事態の期間に制限がないばかりか、延長することが予定

されています。

つまり、緊急事態ではないのに緊急事態が宣言される、危難が去った後にも期間が延長されて政府に権力が集中し続ける、緊急事態の名のもとに不必要に人権が制約されるなど、濫用の危険性があります。

これら改憲草案の緊急事態条項は、ドイツのワイマール憲法の研究者からも、ナチス政権下の全権委任法を想起させるとの指摘がなされています。

憲法に緊急事態条項は いらない

緊急事態条項の必要性を肯定する人は、大規模災害やテロに対応する備えのために必要であると主張します。

しかし、大規模災害については、災害対策基本法によって、緊急時の具体的な対応に関する法整備が既になされています。テロについても、国民保護法・事態対処法等

による法整備がなされています。その他にも、我が国には非常事態に備えた個別法が多数あります。緊急事態に備える必要があるとしても、現在の法の整備・運用をより良いものにしていくべきであって、憲法に緊急事態条項を追加する必要はありません。災害対策のため、などという聞こえのいい言葉に惑わされることなく、本質を見抜くことが重要です。

（本文・イラスト 当事務所憲法委員会）

友の会コーナー



標高2000m丸沼高原で足湯を楽しむ参加者のみなさん

夫の留学に伴い2002年11月から1年半、アメリカのシカゴ市に滞在していました。住まいは、窓から海のようなミニシガン湖を望む、築80年の趣のあるアパートでした。地下のランドリーでしか洗濯ができず不便に感じる時もありましたが、古い建物



事務局 村山 紀子

米国のシカゴ市

第1回

シリーズ

私のゆかりの地

を大切に使い続けるのも良いものだな、と感じたことを覚えています。シカゴは有名な建築物が多く、街並みがきれいなので、歩くことが自然と楽しく感じられました。(よく歩いたものの、アメリカンな食事を満喫したためか、渡米前より5kg成長して帰国しました。)今でも映画やドラマでシカゴの風景を見ると、懐かしさで胸が詰まります。シカゴでの生活は、異文化を実感し、日本という国を改めて考えさせられる、短くとも濃厚な時間でした。息子も大きくなったので、今度はブルースやジャズを楽しみに、また訪れたいと思います。

今年の友の会旅行は7月2日、3日に栃木・群馬方面に行ってきました。参加者は40名でした。1日目、車中で友の会役員の吉江雅信さんによるミニ学習会「ためになるかもしれない健康講座」に耳を傾けながら、楽しく日光東照宮へ。陽明門が改修中のため、陽明門内部の貴重な壁画を見るこ

ホームページリニューアルのお知らせ

東葛総合法律事務所ホームページ

URL <http://tokatsu-law.com/>

7月19日に当事務所のホームページをリニューアルいたしました。より安心してご利用いただけるよう、取扱業務や弁護士費用などについて掲載しています。さらに、ホームページから法律相談のお申込みもできるようになりました。

所員によるコラムページなど、より充実した内容となりましたので、是非ご覧ください。

泉は格別でした。2日目は、ロープウェイで日光白根山の山頂へ。ハイキングや足湯を楽しみながら親睦を深めました。

今後の行事予定

- 10月22日(土) ためになる講座 (松戸市民会館にて)
- 12月1日(木) 忘年会 (柏クレストホテルにて)

お問合せは当事務所まで。(担当 事務局 齋藤)

講師派遣

いたします!

憲法・平和問題から、相続・遺言、後見制度などの身近な法律問題をテーマとするもので、市民のみならず皆様からのご要望に応じて、当事務所の弁護士を講師として派遣しております。

講師派遣のお問合せ、ご要望は当事務所までお電話ください。(担当 事務局 富田)



憲法カフェにて (講師: 福富弁護士)

編集後記

諸事情から、今回限定で編集長が変わりました。少しは違った視点の記事になったのか?それとも、やはり事務所としての根っこはつながっているのあまり変わらないのか。アンケートで感想等をいただくと幸いです。(NH)